

犬・ネコ実験用 払い下げ廃止

滋賀県、97年度から

滋賀県は二十四日、県動物管理センターに持ち込まれる犬・ネコ、捕獲犬の大学などへの実験用払い下げを、来年度から三年間の経過措置の後、九七年度から廃止することを決めた。都道府県、政令指定都市で払い下げ廃止はすでに神戸市が昨年四月から実施、東京都も三年間の経過措置を経て九五年度から実施に移すことにしている。

これら犬・ネコの取り扱い

いは、飼い主への返還、飼育希望者への譲渡、学術用の払い下げ、安楽死にわかれている。大半は安楽死処分となるが、大学などへの学術用払い下げは九二年度で県内外の大学など五施設に犬千十三匹、ネコ二百八匹となっている。

一方、同センターに犬・ネコを持ち込む県民の間で

最近、実験用払い下げをいやる傾向が強くなり、また安易な動物実験に反対する市民団体が昨秋、県に払い下げ廃止を求める申し入れを行ったことなどを踏まえ、県公衆衛生課が善後策を検討していた。

この日決めた方針では、県内外の試験研究機関への払い下げを「原則的に廃止

する」としているが、一匹あたりの払い下げ価格が犬千三十円、ネコ五百十五円と各機関が実験動物を飼育する場合より安価なため「各機関で予算措置などの体制整備が必要」とし、九六年度までの三年間は経過措置として払い下げに応じることとした。これについて同課では「経過措置の期間中も段階的に払い下げを削減していきたい」と話している。

いやがる元飼い主に配慮